

令和7年度県指定有形文化財日吉八幡神社建造物調査業務委託仕様書

1 業務概要

県指定有形文化財日吉八幡神社について、建築学的価値を明らかにし、再評価するための調査を実施する。

調査期間は令和7～8年度の2か年とし、各単年度で実施する。本業務はその内、令和7年度分とする。

2 委託期間

令和7年度 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 対象建造物

(1) 名 称 日吉八幡神社（県指定有形文化財）

(2) 所 在 秋田市八橋本町一丁目4番1号

(3) 県指定文化財内訳（4棟12基）

①本 殿 1棟（寛政9年：1797） ※内部に宮殿

②拝 殿 1棟（安永7年：1778）

③浮 橋 1基（寛政9年：1797） ※弊殿内に浮橋

④三重塔 1基（宝永4年：1707）

⑤舞 殿 1棟（嘉永4年：1851）

⑥随神門 1棟（明治3年：1870移築）

⑦銅鳥居 1基（天保6年：1835）

⑧神 橋 1基（天明9年：1789）

⑨神 燈 6基（文政9年：1826 ～ 安政4年：1857）

⑩常夜燈 2基（延享5年：1748）

4 業務内容

(1) 実測調査・図面作成・写真撮影および執筆

ア 表1にある敷地・建造物等について、令和7年度分の実測調査等を行い図面を作成する。

イ 実測調査の際、修理・改造過程および建築年代特定の根拠となる棟札・墨書等についても可能な範囲で把握する。

ウ 縮尺については、基本的には1/100程度とするが、調査報告書編集にあたり縮尺の変更が必要となる図面については、別縮尺に調整する。

エ 建造物、境内、その他工作物等について、調査報告書用の写真を撮影する。

オ 調査報告書用の原稿を執筆する。内容等については秋田市と協議する。

※原稿は令和8年度の成果品とする。

表 1

	名称	構造形式	平面	立面	断面	作業年度
1	敷地 ※配置図		○			R 7
2	本殿	木造、入母屋造、銅板葺、桁行三間（背面五間）、梁間三間	○	○	○	R 7
3	宮殿	木造、入母屋造、柿葺、桁行三間、梁間一間	○	○	○	R 7
4	拝殿	木造、入母屋造、銅板葺、桁行六間、梁間六間	○	○	○	R 7
5	浮橋 弊殿	木造、切妻造、銅板葺	○	○	○	R 7
6	三重塔	木造三重塔、方三間	○	○	○	R 8
7	舞殿	木造、入母屋造、銅板葺、方一間	○	○	○	R 8
8	随神門	木造、切妻造、銅板葺、三間一戸八脚門	○	○	○	R 8
9	旧社務所	木造平屋建、寄棟造、鉄板葺、約80㎡	○			R 8
10	銅鳥居	銅製	○	○		R 8
11	神橋	石造	○	○		R 8
12	※報告書	報告書用原稿執筆 ※内容等は市と協議				R 8

(2) 建築史専門家による調査・執筆。

ア 建築史を専門とする研究者（大学の教授および准教授等）の現地調査および資料等調査を依頼し、実施する。現地調査はR 7、8 各1回。

イ 建築史専門家による執筆。

建造物の評価について執筆を依頼し、成果品として納める。（R 8）

		R 7	R 8
1	現地調査および資料等調査	○ ※現地調査は1回	○ ※現地調査は1回
2	報告書用原稿の執筆		○

5 成果品

(1) 図面

ア 出力紙とデータで提出すること。

イ 中間審査用として、コピー1部を提出すること。提出日は契約後に秋田市と協議して決める。

ウ 作成図面のCADデータは、PDFおよびJw_win形式で提出すること。

(2) 写真

調査報告書用写真は報告書作成に合わせ、随時JPEG形式で提出すること。

(3) 納品方法

CD-ROM等に件名を表示して提出すること。

※上記を原則とするが、市と協議し、承諾を得たものについてはこの限りでない。

6 検査

委託者が検査した後、業務に不備があった場合は、受託者は速やかにその調査について再作業を行い、最終検査に合格したものを成果品とする。

7 特記事項

(1) 委託料の支払いは、各年度の検査後とする。

(2) 受託者は、委託料を検査日の属する月の翌月の末日までに甲に対して請求するものとする。

(3) 秋田市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

8 その他

(1) 受託者は、本業務で知り得た事項、作成する資料、データ等について秋田市の許可なく使用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 本業務の処理に伴い生じた著作権その他の権利は、市に帰属する。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏洩等について管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(4) 契約期間中は、市の求めに応じ、中間報告、参考資料、データ等を適宜提出すること。

(5) 業務工程表を作成し、提出すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合には、必要に応じて協議すること。